

平成24年度開発援助調査研究業務

1. テーマ:災害多発国における大規模災害発生時の国際緊急援助隊の受け入れ体制について		
2. 調査対象国:インドネシア、タイ、フィリピン、パキスタン、トルコ、中国、ニュージーランド		
3. 調査チーム:		
氏名	所属・肩書	担当
熊野 忠則	(株)アンジェロセック 取締役	統括
寺垣 ゆりや	(株)アンジェロセック 人間環境開発部 課長	副統括 調査員
沖田 陽介	個人コンサルタント(調査当時) JICA カリブ地域防災協力企画調査員	調査員
豊岡 正道	(株)アンジェロセック 人間環境開発部 課長	調査員
4. 調査方針		
(1)目的 海外で大規模災害が発生し、被災国政府等からの要請により我が国の国際緊急援助隊を派遣する場合に、迅速な派遣決定及び活動開始が出来るよう、自然災害の多い国における海外からの援助隊受け入れ体制を調査し、整理・分析する。		
(2)対象国・期間 ① 対象国:インドネシア、タイ、フィリピン、パキスタン、トルコ、中国、ニュージーランド ② 期間: 2012年10月8日～2013年3月29日		
(3)調査研究事項 ① 被災国の災害対応体制 ② 緊急援助隊受け入れに関する基本方針及び体制 ③ 緊急援助隊受け入れロジスティックス等 ④ 緊急援助隊の受け入れ実績及び教訓・改善点等 *上記調査研究概要は、下記6.に記載。		
(4)方法 ① 文献調査 ② インタビュー調査 ③ 収集情報の整理・分析		
5. 調査結果概要 今回調査対象となった国はいずれも過去の大規模災害における教訓を基に、災害発生時の対応に対する法的枠組み、体制強化等に取り組んでいる。各国とも大規模災害発生時には、可能な限り自国で対応しようとする傾向にあり、災害対応枠組みも基本的には自国内での対応手順がベースとなっている。一方で、想定を上回る規模の災害が発生した場合には、殆どの国が、迅速な支援要請や現場での臨機応変な対応が必要となることを認識している。		
6. 対象国別調査結果概要		
国名	災害対応・受け入れ体制等	災害対応組織
インドネシア	① 2007年に制定されたインドネシア共和国法が基本枠組み。 BNPBが災害対応を一元的に管理している。災害対策委員	災害マネジメント運営委員会(DMSC: Disaster

	<p>会としての DMSC が構成されている。</p> <p>② 国際支援の受け入れに関する判断は BNPB 長官が、他の関係機関等との調整のもとで行う。</p> <p>③ 緊急援助隊の入国ポイントには、インドネシアの関係機関により構成された支援ポスト (Supporting Post) が設置され、通関、出入国管理、検疫等の便宜が図られる。</p> <p>④ 過去に供与された医薬品にインドネシア語または英語による説明が無い、使用期限が切れている等の事例があった。またイスラム文化を無視した物資支援や、行動をとる緊急援助隊が見られたことから、緊急援助隊にはこれらに配慮した行動が求められる。</p>	<p>Management Steering Committee)</p> <p>国家防災庁 (BNPB: National Disaster Management Agency)</p>
タイ	<p>① 2007 年に制定された災害防止軽減法が防災政策の基本法。DDPM が災害対応を一元的に管理。災害対策委員会としての NDPMC が構成されている。</p> <p>② 国際支援受け入れの是非は、災害発生時に緊急対応センター (EOC) が設置され、首相府、外務省等関係省庁との協議の上、EOC が決定する。</p> <p>③ 緊急援助隊の活動に関わる各種手続き等は DDPM が調整役となり、EOC において決定する。分野ごとの担当省庁がロジスティックスを担当する。</p> <p>④ 緊急援助隊を含む国際支援受け入れの手順書は存在するが、実践で機能的に活用するための訓練が必要との認識がある。</p>	<p>国家防災及び減災委員会 (NDPMC: National Disaster Prevention and Mitigation Committee)</p> <p>内務省防災及び減災局 (DDPM: Department of Disaster Prevention and Mitigation)</p>
フィリピン	<p>① 1978 年に制定された大統領令が基本法令。国際支援受け入れ体制の基本方針として国際人道援助ネットワークに関する覚書がある。災害対策委員会としての NDRRMC が構成されており、OCD がこの事務局機能として、災害対応を一元的に管理する。</p> <p>② 国際支援受け入れの決定は、NDRRMC が外務省と協議の上で判断する。また、支援受け入れの是非を判断する際の基準として、2 つ以上の地域が被災し、NDRRMC が災害対応にあたること、などの条件が設定されている。</p> <p>③ 緊急援助隊を含む国際支援の全体的な調整は、NDRRMC 内の災害対応副議長である社会福祉開発省 (DSWD) が担う。分野ごとの関係機関が各種ロジスティックスの手配を行う。</p> <p>④ 過去に複数の関係機関等が災害直後のアセスメントを実施した際、そのアセスメント結果が関係者間で横断的に共有されることがなかったとの反省から、情報共有の枠組み作りが必要との認識がある。</p>	<p>国家防災協議会 (NDRRMC: National Disaster Risk Reduction and Management Council)</p> <p>民間防衛局 (OCD: Office of Civil Defence)</p>

<p>パキスタン</p>	<p>① 国家防災枠組、国家災害対応計画、国家災害管理計画が、災害対応関連の主な法令。NDMA が災害対応の調整役として構成されている。</p> <p>② 国際支援受け入れは、NDMA が自国での対応の可否を判断した上で決定する。緊急援助隊を受け入れる場合には、ニーズに応じた活動が可能な緊急援助隊を受け入れる。</p> <p>③ 緊急援助隊受け入れは、主に NDMA が出入国や国内ロジスティックスに関わる調整を担当する。</p> <p>④ 防災に関する国際機関との連携、中央及び地方政府レベルでの捜索救援等の能力強化に取り組んでいる。</p>	<p>国家災害対応委員会 (NDMC: National Disaster Management Committee)</p> <p>国家防災局 (NDMA: National Disaster Management Authority)</p>
<p>トルコ</p>	<p>① 国家地震対応戦略計画(2012-2023)、国家災害対応計画等が、災害に対する予防から災害後の復興までの大枠基本法。AFAD が対応機関として構成されている。</p> <p>② 国際支援受け入れは、災害の規模等に応じて AFAD が判断・決定を行う。</p> <p>③ 緊急援助隊に対する対応は、27 の業務グループ毎に担当が定められており、業務内容により異なるが、主な窓口は AFAD が担当する。</p> <p>④ 災害発生時には極力自国で対応する方針を取っている。特に医薬品は、トルコ側で調達するようにしている。</p>	<p>首相府災害緊急事態管理庁 (AFAD: Prime Ministry Disaster and Emergency Management Presidency)</p>
<p>中国</p>	<p>① 災害対応の基本法令となる包括的な災害対処法は制定されていないが、防災、減災、災害対応に関する法律、条令が複数存在する。</p> <p>② 国際支援受け入れに関する公式な枠組みは存在しない。国連経済社会理事会等より緊急援助隊の受け入れ体制構築の必要性が指摘されている。</p> <p>③ 緊急援助隊の中国国内におけるサポートに関する公式な枠組みは定められていないが、四川大地震の際には民生部、県当局、国家地震局等が適宜対応した。</p> <p>④ 2008年5月の四川大地震の際に初めて緊急援助隊を受け入れたこともあり、今後受け入れ体制に関する準備がどのように取り組まれていくのかが課題である。</p>	<p>中国国家防災委員会 (NCNDR: National Commission for Natural Disaster Reduction)</p>
<p>ニュージーランド</p>	<p>① 2005年に制定された国家民間防衛緊急事態管理計画が基本法令。MCDEM が災害対応全体の統括にあたる。</p> <p>② 国際支援受け入れは、災害対応の統括にあたるナショナルコントローラーが是非を判断し、政府の承認を得る。</p> <p>③ 緊急援助隊に対するロジスティックスの支援は、上記法令のガイドラインに基づいて分野ごとの関係機関が行う。</p> <p>④ クライストチャーチ地震では、一部不要な支援を受領したことが反省点として報告されている。</p>	<p>民間防衛緊急事態管理庁 (MCDEM: Ministry of Civil Defence and Emergency Management)</p>